

◆ 省エネルギー性能適合性判定業務料金

(1) 住宅料金

(税込)単位：円

申請種別	基本料金	
	基本	仕様基準+一次エネルギー計算
一戸建て住宅	40,700	29,700
長屋	$88,000 + 3,300 \times \text{戸数}$	別途見積り
共同住宅	$88,000 + 3,300 \times \text{戸数}$	

◆以下のいずれかの住宅については上表料金の50%を加算できるものとします。

- ① 当社への建築確認の併願申請がない場合
- ② 木造以外の住宅
- ③ 床面積が200㎡超えの住宅
- ④ 紙面にて申請を行う場合

◆計画変更および軽微変更該当証明に係る料金は、上表の50%とします。

◆当機関以外で適合性判定を受けている計画変更及び軽微変更該当証明書発行等の料金は上表とします。

◆適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

◆住宅性能評価・表示協会以外の表計算、一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。

◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

(2) 非住宅建築物料金

(税込)単位：円

対象面積	標準入力法			モデル建物法			計算対象の室、 設備がない場合
	ホテル等 病院等 集会所等	工場等	左記以外	ホテル等 病院等 集会所等	工場等	左記以外	
100㎡以下	220,000	110,000	198,000	77,000	38,500	66,000	27,500
100㎡を超え 200㎡以下	253,000	132,000	242,000	88,000	44,000	79,200	
200㎡を超え 300㎡以下	418,000	165,000	297,000	132,000	55,000	99,000	
300㎡を超え 500㎡以下	451,000	198,000	330,000	165,000	66,000	110,000	
500㎡を超え 1,000㎡以下	55,000	220,000	385,000	181,000	71,500	121,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	770,000	232,000	495,000	220,000	77,000	165,000	
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	990,000	363,000	880,000	275,000	110,000	242,000	
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	1,100,000	418,000	968,000	330,000	132,000	286,000	
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	1,210,000	55,000	110,000	385,000	154,000	341,000	
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	1,320,000	660,000	1,210,000	440,000	187,000	396,000	

◆用途区分は用途区分表によります。

◆当社への建築確認の併願申請がない場合は上表料金の50%を加算します。

◆敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとの申請です。

- ◆増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積が対象です。
- ◆2種以上の用途の建築物の場合、対象用途ごとの上表面積の料金の合計額とします。
- ◆省エネ適合性判定を単独申請（当機関以外で建築確認を申請）の場合は、上表料金の50%加算します。
- ◆計画変更および軽微変更該当証明に係る料金は、上表の50%とします。
- ◆当機関以外で適合性判定を受けている計画変更及び軽微変更該当証明書発行等の料金は上表とします。
- ◆紙面にて申請を行う場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。
- ◆一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。
- ◆複合建築物の住宅部分で当機関で行った設計住宅性能評価または長期使用構造の確認において、基準の審査が終了済みの場合は、次の額とします。
 - ① 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分11,000円
 - ② 共同住宅等 $11,000 + 1,100 \times (\text{戸数} - 1)$ 円
- ◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

用途区分表

用途区分	用途
ホテル等、病院等、集会所等	8070 幼稚園
	8080 小学校
	8082 義務教育学校
	8090 中学校、高等学校又は中等教育学校
	8100 特別支援学校
	8110 大学又は高等専門学校
	8120 専修学校
	8130 各種学校
	8132 幼保連携型認定こども園
	8140 図書館その他これに類するもの
	8150 博物館その他これに類するもの
	8152 美術館その他これに類するもの
	8160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	8170 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	8180 保育所その他これに類するもの
	8190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る）
	8192 助産所（入所する者の寝室がないものに限る）
	8210 児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
	8220 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	8230 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く）
	8240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る）
	8250 診療所（患者の収容施設のないものに限る）
	8260 病院
	8300 地方公共団体の支庁又は支庁
	8330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	8370 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	8380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く）
	8390 ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
	8400 ホテル又は旅館
	8410 自動車教習所
	8480 映画スタジオ又はテレビスタジオ

	8530	劇場、映画館又は演芸場
	8540	観覧場
	8550	公会堂又は集会所
	8560	展示場
	8590	ダンスホール
	8600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
工場等	8310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	8340	工場（自動車修理工場を除く）
	8350	自動車修理工場
	8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	8420	畜舎
	8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	8490	自動車車庫
	8500	自転車駐車場
	8510	倉庫業を営む倉庫
	8520	倉庫業を営まない倉庫
	8610	卸売市場
	8620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	8630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	8640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの